

令和6年度大阪市特定教育・保育施設等確認制度に基づく指導監査実施計画

大阪市特定教育・保育施設等確認制度に基づく指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定により、令和6年度における確認制度に基づく指導監査（以下「確認監査」という。）実施計画を次のとおり定める。

1 基本方針

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「施設等」という。）に対し、子ども・子育て支援法に基づく質問、立入り及び検査並びにこれらに伴う指導等を行うことにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化が図られるよう確認監査を実施する。

2 対象施設等

別表「令和6年度 確認監査対象施設等」のとおり

3 実施時期

ア 集団指導

令和7年3月に実施する。ただし、新規施設等に対しては、別途実施することがある。

イ 実地指導

令和6年7月から令和7年3月までの間に計画的に実施する。ただし、緊急に指導を要する事項が発生した場合など特に必要と認められる場合は、随時行う。

ウ 監査

要綱第12条第1項の規定により、必要と認められる場合に実施する。

4 指導監査重点事項

ア 集団指導

制度の改正及び施設型給付費等の請求の方法について、周知徹底を図る。

イ 実地指導

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等に定められる事項が遵守されているかについて、関係書類や会計帳簿等の資料を基に実情を確認し、必要に応じて的確に指導する。

ウ 監査

監査を実施する場合、その事情に応じて別に定める。

5 その他

令和6年度に実施する確認監査の結果及び施設等の改善状況の公表については、要綱第16条第1項を踏まえ、令和7年度中に本市ホームページ上で行うものとする。

別表

令和6年度 確認監査対象施設等

施設等の種別	施設等数※1	実地指導対象 施設等数※2
保育所	4 7 9	4 7 8
認定こども園（保育所型）	2 2	2 2
認定こども園（幼保連携型）	6 4	6 4
認定こども園（幼稚園型）	3 1	0
施設型給付幼稚園	2 8	2 8
家庭的保育事業	8	8
小規模保育事業（A型・B型・C型）	2 1 0	2 1 0
小規模型事業所内保育事業（A型・B型）	7	7
合 計	8 4 9	8 1 7

※1 令和6年4月1日現在のもの。

※2 3イにより実地指導を計画的に実施する施設等数。ただし、令和6年9月30日までに開設される施設等に対しても計画的に実施する。